

会 則

1.総則

第1条（定義）

本会則によって定める条項は「リソルの森株式会社」（以下「会社」という）が運営・管理を行う施設「メディカルトレーニングセンター」を使用する「MTC スポーツクラブ」（以下「本クラブ」という）に適用されるものとします。

第2条（目的）

本クラブの会員が本クラブ内の諸施設を利用して、心身の健康維持・健康増進・会員相互の親睦を図ることを目的とします。

2.会員

第3条（会員）

- ①本クラブは会員制とし、入会する際に定められた会員種別で契約し、利用権利に応じて諸施設を利用することができます。
- ②会員の契約期間は、会社が別に定める期間とし、会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。

第4条（入会資格）

本クラブの入会資格を有する方は、以下の各号を全て満たす方とします。

- ①高校生を除く年齢満 18 歳以上で、本会則を承認し、諸規則を遵守できる方。
- ②刺青（ファッションタトゥー含む）などのない方。
- ③日本語の会則・諸規則（施設内掲示含む）、館内放送等を自身で理解し、一人で施設を利用できる方。
- ④妊娠していない方。
- ⑤暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれに準ずる者またはその構成員その他反社会的勢力でない方。
- ⑥医師等により運動を禁じられておらず、本施設の利用に支障がないと申告された方。
- ⑦入会に先だって、本クラブの実施するメディカルチェック等の結果により施設利用に差し支えないと判断された方。
- ⑧他のお客様に伝染または感染の恐れのある疾病を有しない方。
- ⑨過去の会費、事務手数料、利用料等について未払い等債務のない方。
- ⑩本クラブまたは他のスポーツクラブ、その他同様のサービスにおいて、除名またはこれに類する処分を受けたことのない方。
- ⑪前各号に定めるほか、本クラブが適当と認めた方。

第5条（入会手続き）

- ①本クラブに入会を希望する方は、必ず本人が来館し、本会則を承認の上、所定の入会手続きを行い、所定の料金等を納入し、会社の承認を得、契約を行うことにより会員となります。
- ②会員となる方は、入会手続きの際、氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先と電話番号、および会費決済に必要な情報を登録するものとします。また、登録内容を正しく申告し、確認できる書類を提示していただきます。
- ③本クラブは会員の顔写真を撮影し、入会手続きによって付与された会員番号を付したデジタル情報として保有し、本人確認等やサービスを提供する上での照合、サービスを利用していただくため資格等の確認に利用します。

第6条（会員証）

- ①会社は会員に対して会員証を発行しこれを貸与するものとし、会員は本クラブの施設を利用するときには必ず会員証を携帯し、スタッフの求めに応じて会員証を提示するものとします。
- ②会員資格を喪失したときや休会されたときは、速やかに会員証を返還していただきます。
- ③会員証を紛失したときは、速やかに所定の方法で必ず再発行手続きをお取りいただきます。
- ④会員証は本人のみ有効であり、会員は他に貸与、譲渡その他担保権設定をすることはできません。

第7条（会費等の支払）

- ①会員は、会社が定めた入会金・会費・事務手数料・利用料等（以下「会費等」という）を、会社が定める方法で、指定の期日までに会社に納入しなければなりません。本クラブは 20 歳未満の会員の親権者を会員の代理人として、会費等の納入を認める場合があります。この場合、会員の代理人は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- ②会費は前払いとし、弊社が別に定める方法で、別に定める期日までに支払うものとします。
- ③会費を滞納している会員は、施設の利用をお断りいたします。また、未払いの分の会費は支払わなければなりません。
- ④会費等にかかる消費税は、会員の負担とします。尚、消費税法の改正により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の会費等に係る消費税について、前払金を含め法改正の内容に伴い、会員は会社が定めた方法で差額を負担するものとします。
- ⑤会員は、入会時に会社が定めた会費等を支払うこととします。入会金・事務手数料は契約締結のためのものであり、理由の如何を問わず会員に返還しないものとします。また、会員が本クラブを退会し、本クラブに再度入会する場合は、改めて入会金および事務手数料を会社の定めに従い支払うものとします。
- ⑥利用の有無にかかわらず、所定の退会手続きを完了し、定められた退会月までは会費のお支払いが必要となります。尚、会費・利用料等の支払いをした期間中の会員種別変更や退会・休会はできません。
- ⑦会社は本クラブの運営上必要と判断した場合、会員種別の改廃もしくは、会費等の金額を変更することができ、会社が定めた方法により告知するものとします。
- ⑧一旦納入いただいた入会金・事務手数料を除く諸費用は、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合のみ返還いたします。

第8条（退会）

- ①会員本人の都合による退会は、会員本人が別に定める所定の期日までに来館し、所定の手続きを完了することにより、所定の退会適用日に退会することができます。退会月の月会費は、退会手続きが月の途中であっても全額支払わなければなりません。未払い料金のある場合は、完納するまで退会後も支払義務を負うものとします。
- ②本人来館による所定の手続きが出来ない場合は、代理人または郵送による諸手続きができるものとし、手続き期限は第8条①と同様とします。口頭・電話・ファックス・インターネット・メール等による手続きはできません。また所定の手続きが完了しない限り自動更新とし、本クラブに在籍となります。
- ③会費・利用料等の一括払いした期間中の退会はできません。

第9条（会員資格の譲渡、相続、貸与）

会員は如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡・相続または貸与することはできません。

第 10 条（会員の休会）

- ①会員本人の都合により 1 ヶ月以上の長期にわたり本クラブを利用できない場合、会員本人が別に定める所定の期日までに来館し、所定の手続きを完了し、休会期間中は所定の休会月会費を所定の方法で支払うことにより休会することができます。
- ②休会期間中は各種会員特典を受けることはできません。
- ③休会した会員は、会員本人が別に定める所定の期日までに来館し、所定の手続きを完了することにより復会することができます。復会月より所定の月会費をいただきます。
- ④本人来館による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続き期限などは第 10 条①と同様とします。
- ⑤会費・利用料等を支払いした期間中の休会はできません。

第 11 条（諸手続き）

- ①会員は会員種別・オプションサービスに関する変更等の手続きを別に定める所定の期日までに、所定の方法で、完了しなければなりません。口頭・電話・ファックス・インターネット・メール等による手続きはできません。
- ②会員は入会手続きの際に登録した内容に変更があった場合、速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。またその後に変更があった場合も同様とします。
- ③会社が会員あてに郵送物で通知する場合、会員から届出のあった最新の住所あてに行い、発送をもって効力を有するものとし、不到達以降の責を負いません。
- ④会員が連絡先の変更を怠った場合や郵送物を希望しない場合等、会社からの通知が不到達となっても通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議はないものとし、また会社からの通知を確認しないことにより損害が生じたとしても会社は一切の責を負わないものとし、
- ⑤本クラブは、本人確認等やサービスを提供する上での照合、サービスを利用いただくための資格等の確認のため、入会時に撮影した顔写真の更新が必要と判断した場合、会員の顔写真を撮影できるものとし、会員は必ず顔写真の撮影に応じることとします。

第 12 条（会員除名）

会員が次のいずれかに該当した場合は、会社は資格停止処分または除名処分等の処分をなすことができます。また各項に該当し除名を受けた会員は、その後会社が運営するすべての施設に入会および立ち入ることができないものとします。

- ①本会則、その他会社が定める諸規則に違反したとき。
- ②本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- ③入会に際して会社に虚偽の申告をしたとき。
- ④会員証を貸与または譲渡したとき。
- ⑤ロッカーキーなど会社が管理する物品を許可なく館外に持ち出したとき。
- ⑥ロッカールームやフィットネスルームなどセキュリティのついた部屋に本クラブの許可なく本人以外を入室させたとき。
- ⑦会社が本クラブの会員としてふさわしくないと判断したとき。
- ⑧暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれに準ずる者またはその構成員その他反社会的勢力であることが判明したとき。
- ⑨他の会員に対する迷惑行為、本クラブの運営に支障を与えるような行為をしたとき。
- ⑩第 21 条各号の禁止行為を行ったとき。
- ⑪その他本条各項に準ずる行為をしたとき。

第 13 条（会員資格の喪失）

会員は次の場合に会員資格を喪失します。

- ①退会したとき。
- ②会費等の滞納、遅延など支払を怠ったとき。
- ③会社が指定した会費の決済料金集金を行う提携会社より会費決済について契約不成立、解除または無効の通知を受理したとき。（理由の如何に関わらず会員へ事前に通知連絡することはありません）
- ④除名されたとき。
- ⑤死亡したとき。
- ⑥会社が本クラブまたは会員種別の一部を廃止したとき。
- ⑦会社が施設を廃止したとき。

第 14 条（健康管理）

- ①会員は各自の責任において健康管理を行うものとします。
- ②会員は疾病により医師に運動や入浴を控えるよう指示された場合、または施設およびサービス利用にあたり治療中の疾病および疾患の疑いが生じた場合には本クラブへ申告するものとします。本クラブは会員からの申告または施設およびサービス利用中の疾病の可能性が生じた場合はメディカルチェックを実施し、その結果により施設の利用に差し支えないことを確認するものとします。

3.施設・サービス利用

第 15 条（ビジター）

- ①会社は、会員以外の方（以下「ビジター」という）に本クラブの見学、施設・サービスを利用させることができます。
- ②ビジターについても施設・サービス利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、利用時間や利用料金、利用資格については別に定めるものとします。

第 16 条（諸規則の厳守）

会員は本クラブ施設・サービス利用に際して、本会則および会社が別に定める諸規則、注意事項を厳守し、本クラブではスタッフの指示に従っていただきます。

第 17 条（入館禁止・退館、施設・サービス利用制限）

- ①会社は以下の各項に該当する方に入館禁止、退館を命じることができます。
 - (1)本会則および諸規則を遵守しない方。
 - (2)暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれに準ずる者またはその構成員その他反社会的勢の方。

- (3)施設を一人で利用できない方。
 - (4)酒気を帯びている方。
 - (5)集団感染の恐れのある疾病に罹患している方。
 - (6)会社が他の施設利用者に迷惑をかけると判断した方。
 - (7)正当な理由なく本クラブのスタッフの指示に従わない方。
 - (8)過去に本クラブで除名の通告を受けたまたは除名処分となったことがある（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）、または会員制のスポーツクラブその他同様のサービスにおいて除名処分となったことがある方。
 - (9)第 21 条で禁止される行為を行った方。
- ②会社は以下の各項に該当する方に施設・サービス利用の制限を命ずることができます。
- (1)健康状態により、医師から運動や入浴を禁じられている方。
 - (2)会社が運動や入浴、サービス利用することが好ましくないと判断した方。
 - (3)妊娠した方。
 - (4)その他、正常な施設利用ができないと会社が判断した方。

第 18 条（損害賠償）

- ①本クラブの施設利用に際して本人または第三者に人的・物的事故が生じ、その事故について会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償を行うものとします。
- ②会員が本クラブの施設利用に際して、会社、スタッフまたは第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責を任ずるものとします。

第 19 条（盗難および紛失）

- ①会員は本クラブに設置されているロッカー等を会員自身の責任と負担により使用するものとします。収納物の盗難・毀損その他本クラブの利用に際して生じた盗難・毀損等については、会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。
- ②会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、会社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。

第 20 条（拾得物）

- ①会員が施設に忘れ物または落とし物（以下「拾得物」という）をされた場合、速やかにその旨を本クラブに問い合わせるものとします。
- ②会社は拾得物について別に定める保管期間経過後、会員が一切の権利を放棄したものとし、会員は本クラブにて処分することに異議を述べないものとします。但し、腐敗等安全衛生上の問題を生じる恐れがある場合は、保管期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。
- ③拾得物を拾得されたお客様は、会社に当該拾得物を引き渡したことをもって当該拾得物に関する一切の権利を放棄したものとみなします。

第 21 条（禁止事項）

本クラブ施設内および本クラブ周辺において、次の行為を禁止します。

- ①動物を施設内に持ち込むこと。
- ②刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。
- ③喫煙すること（電子タバコ・無煙タバコを含む）。
- ④許可なく施設内で撮影・録音すること。
- ⑤本クラブの諸施設・器具・備品その他会社が管理する物品（ロッカーキーなど含む）の損壊や持ち出し・落書き・造作すること。
- ⑥所定の場所以外での排泄行為。
- ⑦他人やスタッフ、本クラブ、会社を誹謗、中傷すること。
- ⑧許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）、金銭の貸借、政治活動、署名活動をするなど。
- ⑨他人やスタッフの身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。
- ⑩痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
- ⑪他人やスタッフを待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。
- ⑫正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等、スタッフの業務を妨げる行為。
- ⑬他人の施設利用を妨げる行為。
- ⑭払うべき諸会費、諸料金、諸費用を払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。
- ⑮刺青（ファッションタトゥー含む）、タトゥーシールなどを露出して施設・サービスを利用する行為。
- ⑯身障者駐車場に許可なく駐車する行為。
- ⑰その他、本クラブの秩序を乱す行為。
- ⑱本条各項に準じる行為。

第 22 条（利用案内）

本会則に定めないクラブ運営事項については、施設内啓示あるいは施設利用約款または会社が別に定める規則に定めます。

4.施設営業

第 23 条（営業時間）

営業時間は別に定めます。

第 24 条（休館日・定休日）

- ①本クラブは別に定める期日を休館日または定休日（以下「休業日」という）とします。
- ②休業日のほか、本クラブは次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。
- (1)気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行うことができないと会社が判断したとき。
 - (2)行政指導、法令、感染症等重大な事由により、やむ得ないと会社が判断したとき。
 - (3)館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業が不可能と会社が判断したとき。
 - (4)その他会社が運営上必要と判断したとき。
- ③予め予定されている休業は、事前に告知します。但し、第 24 条②(1)、第 24 条②(2)の事由、緊急の場合は事前告知を要しないものとします。

- ④第 24 条②(1)、第 24 条②(2)、第 24 条②(4) の事由による施設の一部の利用制限ないし一部の利用停止、休業については、会員に会費を返還しないものとします。第 24 条②(3)の事由による休業についての会費は、月間 15 営業日以上全館休館した場合、休館した日数分を日割り計算し返金いたします。。

第 25 条（本クラブおよび施設の廃止）

会社は次の理由により、本クラブおよび施設の全部または一部を廃止することがあります。

- ①気象、災害、感染症対策等により施設を休館し、再開業が困難と判断したとき
- ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。本クラブまたは施設の廃止が行われる場合、会社はその旨を会員に告知し、本クラブの会員契約の全部または一部を終了させることができるものとします。

5.その他

第 26 条（個人情報保護）

- ①会社は、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、お客様の個人情報をはじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを宣言いたします。プライバシーポリシーは会社ホームページに掲示いたします。
- ②会社は会員の登録情報を、会社の個人情報保護方針に従い利用・管理するほか、会員が施設内で事故・怪我等をされた場合、必要な範囲でご家族、会社および病院その他の医療関係者に開示することができるものとします。
- ③会社は必要に応じて、個別に情報を収集できるものとします。その場合、会社は当該収集の目的および用途について、会員から同意を得るものとします。また、該当同意の取得方法については、個人情報保護法その他の法令に従うものとします。
- ④会社は、会員から申告された情報に基づいて対応するものとし、会員が正しく申告しなかったことに起因して、会員に生じた不利益について、会社は何らの責任を負わないものとします。

第 27 条（会則の改定）

会社は本会則を改定することができ、改定された会則は、改定日より全会員に適用されるものとします。また、会社が本会則を改定する場合には、第 28 条および会社が別に告知法を定めた場合はその方法に従って会員に告知するものとします。

第 28 条（告知方法）

本会則の改定にあたっては、施設内に提示、かつ、会社ホームページに掲載することによりこれを会員に告知するものとします。

附則

本会則は 2022 年 9 月 1 日より施行いたします。